十九　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ　クレジット・デリバティブのうち、あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて最初に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

二十　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ　クレジット・デリバティブのうち、あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて二番目に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

二十一　適格金融資産担保　簡便手法（第三章第六節第四款に定める計算手法をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては第六十五条に掲げるものを、包括的手法（第三章第六節第三款に定める計算手法をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては第六十六条に掲げるものをいう。

二十二　原資産　次に掲げるいずれかに該当する資産をいう。

イ　資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターが証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ　合成型証券化取引においてクレジット・デリバティブの原債権、被保証債権又は被担保債権

等

二十三　上場株式　取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）において売買されている株式をいう。

二十四　ポートフォリオ　一又は二以上の取引及び資産の集合をいう。

二十五　ヒストリカル・データ　過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。

二十六　ネット・ポジション　対当する（あるポジションと他のポジションが、相互に他方のポジションから生じうる損失を減少させる状態にあることをいう。以下同じ。）ポジション同士を相殺した結果として残るポジションをいう。

二十七　ポジション　取引又は資産の持ち高をいう。

二十八　バリュー・アット・リスク　特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される最大の損失額をいう。

二十九　原債権　クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の対象となるエクスポージャーをいう。

三十　決済のための参照債務　第九十六条第一号に掲げる事由の発生に基づく支払額の算定に用いられる債務及び原債権の債務者の債務で決済を行う場合に決済のために引き渡すことが認められる債務を総称していう。

三十一　信用事由判断のための参照債務　クレジット・デリバティブについて第九十六条第一号に掲げる事由の発生の有無を判断するために用いることができる債務をいう。

三十二　その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ　クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）。

三十三　基礎的内部格付手法採用最終指定親会社　事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの推計値を用いないことを条件として、内部格付手法を使用することについて金融庁長官の承認を受けた最終指定親会社及び当該最終指定親会社の連結子法人等をいう。

三十四　先進的内部格付手法採用最終指定親会社　事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの推計値を用いて内部格付手法を使用することについて金融庁長官の承認を受けた最終指定親会社及び当該最終指定親会社の連結子法人等をいう。

三十五　事業法人向けエクスポージャー　法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの（以下「事業法人」という。）に対するエクスポージャーをいう。

三十六　ソブリン向けエクスポージャー　次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ　中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー

ロ　地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）

ハ　地方公共団体金融機構向けエクスポージャー

ニ　第二十八条に規定する我が国の政府関係機関に対するエクスポージャー

ホ　土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

ヘ　外国の中央政府以外の公共部門（中央政府以外の公共部門とは、各国が定めたそれぞれの公共部門の定義に従う。以下同じ。）向けエクスポージャーであって、当該公共部門が設立された国内の自己資本規制比率規制においてソブリン向けエクスポージャーとして扱われているもの

ト　国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

チ　国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体向けエクスポージャー

リ　信用保証協会等（信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）に規定する信用保証協会をいう。）、農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。）及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。）をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

三十七　金融機関等向けエクスポージャー　次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ　金融機関に対するエクスポージャー

ロ　外国の中央政府以外の公共部門向けエクスポージャーであって、当該公共部門が設立された国内における取扱いにおいて金融機関向けエクスポージャーとして扱われているもの

ハ　国際開発銀行（前号ヘに掲げるものを除く。）に対するエクスポージャー

ニ　外国証券業者（法第五十八条に規定する外国証券業者をいう。以下同じ。）及び外国の最終指定親会社に対するエクスポージャー

ホ　外国銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）及び銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）に準ずる外国の法人に対するエクスポージャー

ヘ　第三十一条において金融機関向けエクスポージャーの取扱いを認められた金融商品取引業者及びこれに準ずる外国の者並びに最終指定親会社及びこれに準ずる外国の者に対するエクスポージャー

三十八　居住用不動産向けエクスポージャー　不動産を所有し、当該不動産に居住する個人向けの貸付けであって、かつ、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、当該プール単位で管理されているものをいう。

三十九　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー　同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属するエクスポージャーであって、当該プール単位で管理されており、かつ、次に掲げるすべての性質を有するものをいう。

イ　契約上定められた上限の範囲内で、債務の残高が債務者の任意の判断で変動しうるエクスポージャー（以下「リボルビング型エクスポージャー」という。）であって、無担保で、かつ、信用供与枠の維持について契約が締結されておらず、最終指定親会社等（最終指定親会社又はその連結子法人等をいう。以下同じ。）が無条件に取り消しうるものであること。